

# 平成25年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成25年3月6日（水曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第1号	専決処分の承認（平成24年度豊頃町一般会計補正予算（第8号））
日程第 5	議案第8号	平成24年度豊頃町一般会計補正予算（第9号）
日程第 6	議案第9号	平成24年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第10号	平成24年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 8	議案第11号	平成24年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第12号	平成24年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第10	議案第13号	平成24年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第11	議案第14号	平成24年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第15号	豊頃町暴力団排除条例の制定
日程第13	議案第16号	豊頃町交通安全指導員等設置条例の一部改正
日程第14	議案第17号	豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正
日程第15	議案第18号	豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第16	議案第19号	豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
日程第17	議案第20号	豊頃町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定
日程第18	議案第21号	豊頃町公園条例の一部改正

日程第 1 9	議案第 2 2 号	豊頃町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定
日程第 2 0	議案第 2 3 号	豊頃町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定
日程第 2 1	議案第 2 4 号	豊頃町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定
日程第 2 2	議案第 2 5 号	豊頃町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定
日程第 2 3	議案第 2 6 号	豊頃町営住宅等の整備基準に関する条例の制定
日程第 2 4	議案第 2 7 号	豊頃町簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定
日程第 2 5	議案第 2 8 号	東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更
日程第 2 6	同意案第 1 号	豊頃町監査委員の選任
日程第 2 7	同意案第 2 号	豊頃町公平委員会委員の選任
日程第 2 8		休会の議決

◎出席議員（9名）

1 番 杉 野 好 行 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 森 一 彦 君
5 番 津久井 精 一 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 藤 田 博 規 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	石 田 貢 君
教 育 委 員 長	前 川 啓 一 君
教 育 長	菅 原 裕 一 君
農 業 委 員 会 会 長	竹 下 昌 徳 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	山 本 芳 博 君

企 画 課 長	佐 藤 潤 君
住 民 課 長	吉 村 進 君
福 祉 課 長	高 井 伸 夫 君
産 業 課 長	金 川 正 次 君
施 設 課 長	渡 部 邦 生 君
会 計 管 理 者	佐 藤 孝 夫 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	友 重 誠 一 君
教 育 委 員 会 教 育 課 長	柄 崎 明 久 君
子 育 て 支 援 所 長	高 倉 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長	和 田 宏 樹 君
庶 務 係 長	木 村 ひ と み 君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成25年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
和田事務局長。

- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告及び総務文教常任委員会所管事務調査報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に、監査委員より、平成24年11月から平成25年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。ご覧いただきたいと思えます。

以上です。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。

- 宮口町長 平成25年第1回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。

初めに、十勝地方中部地震及びソロモン諸島地震の対策についてであります。

去る2月2日、23時17分、十勝地方中部を震源とするマグニチュード6.4、震度5強、本町震度5弱の地震発生に伴い、情報収集とあわせて、学校等教育施設及び福祉施設などの被害状況の把握に努め、これら施設に大きな被害が生じていないことを確認するとともに、特に、独居老人世帯の安否状況を確認したところであります。

また、3日零時ごろ、簡易水道施設のうち十弗配水池において給水量の異常が見られたことから、同配水池を点検し、礼文内地域への給水管で漏水事故が発生している状況を確認しました。

冬期間の積雪状況の中で漏水箇所の捜索を行いました。早期の漏水箇所の発見が困難である

ことから、2時30分に礼文内地域への給水を停止し、早朝から酪農家の搾乳作業用水及び家畜の飲み水の給水並びに一般家庭への生活飲料水の配給を実施しました。

3日6時から漏水箇所への捜索を開始し、15時に漏水箇所の応急措置を完了し、礼文内地域への給水を復旧いたしました。

この度の簡易水道施設の漏水事故にあたり、地域の皆さんに大変御迷惑をかけましたが、皆さん方の御理解と御協力に感謝をするとともに、地震の規模から人的被害が生じなかったことに安堵したところであります。

また、地震に伴う学校等教育施設の小破修繕費及び簡易水道施設応急修繕費などについて、本年度一般会計補正予算第9号に計上いたしましたので、よろしくお願いたします。

次に、2月6日、10時12分、南太平洋ソロモン諸島を震源とするマグニチュード8.0の地震が発生し、14時41分に日本国内の太平洋沿岸に津波注意報が発令されました。

本町においては情報の収集に努めるとともに、津波到達予想時刻18時ごろ及び津波の規模50センチメートル等について、防災行政無線により大津地域の皆さんにお知らせし、注意喚起を図り、あわせて豊頃消防署、豊頃消防団・大津分団が出動し、地域内広報に努めたところであります。

大津港に設置している潮位計により、20時27分に変潮を確認いたしましたが、干潮時刻を少し過ぎた時刻でもあり、住民の皆さんの冷静な対応により事故・混乱等を生ずることなく、22時45分の津波注意報の解除を確認したところであります。

次に、防災関連であります。豊頃町地域防災計画について、庁内検討を重ね、去る、1月23日に豊頃町防災会議を開催し、防災計画の一部修正を行ったところであります。修正の主な内容は、東日本大震災で得られた課題や北海道地域防災計画、津波浸水予測図の修正を踏まえ、地震・津波対策を中心とした防災対策全般を拡充したものであります。

次に、十勝ロイヤルホテルの運営についてであります。

ホテルの運営については、一昨年以来経営者であります黒井氏と今後の対応について協議を重ねてまいりました。

黒井氏においては、一昨年の段階では新築移転の計画を持たれており、その後の推移を見守っていたところでありますが、本年2月の協議において投資額が大きいことなどを理由に、新築計画を断念せざるを得ない状況であり、できることなら現在のホテルを一部改修し、今後も現状の形で経営を続けさせていただきたい旨申し入れがあったところであります。

改修内容としては、外壁・内装・畳替え・給油及び暖房設備について、時期を見て可能な部分から順次改修を進め、総額3,000万円を超える改修費を予定しているとのこととあります。

町としては、宿泊施設確保の観点からもこの申し入れを受け入れ、自主的な改修のもと、引き続き経営に専念されるよう配慮したいと考えているところであります。

なお、改修の実施に当たっては、事前に内容等を双方において協議しながら取り進め、改修状

況を踏まえたうえで、次年度以降の契約期間及び町としての支援策等を検討してまいりたいと考えています。

次に、平成24年度繰越明許費にかかる各事業についてであります。

最初に、農林水産業費において道営負担事業担い手支援型畑地帯総合整備事業及び農業体質強化基盤整備促進事について、それぞれ事業費の追加及び事業採択となったことにより、翌年に繰り越して事業を実施するものであります。

次に、国の平成24年度第1次補正予算、緊急経済対策地域元気臨時交付金により、農林水産業費において農業水利施設保全合理化事業管理省力化施設整備事業として、二宮・小川排水機場の附帯施設各種電源バッテリーの交換を行うほか、土木費において社会資本整備総合交付金事業として、育素多28線歩道設置工事及びパートナータウン町営住宅1棟2戸の建設工事が採択されたことから、翌年度に繰り越して事業を実施するものであります。

以上5事業について、平成24年度繰越明許費にかかる事業とし、本年度一般会計補正予算第9号に計上いたしましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、3番菅谷誠議員及び4番森一彦議員を指名します。

#### ◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月13日までの8日間に決定しました。

#### ◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

●長谷川議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成25年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成25年3月1日。

3、調査の経過。

(1)平成25年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成25年2月27日招集告示のあった平成25年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、平成25年3月1日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成25年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、3月6日午後5時とした。

ウ、陳情書の取り扱いについては、平成24年第4回定例会閉会後に受理したものは6件であり、本町議会の運営基準に基づき、議員配付にとどめるものとした。

エ、同意案第1号豊頃町監査委員の選任及び同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

オ、意見書案作成及び所掌事務調査のための各常任委員会開催については、定例会初日の3月6日に開催するよう日程を調整した。

カ、本会議において新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定質疑回数制限を適用しない旨を会議に諮ることとした。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 承認第1号

- 小野木議長 日程第4 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長

- 山本総務課長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成24年12月25日、平成24年度豊頃町一般会計補正予算（第8号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、例年を上回る12月の降雪に伴い、年度内の除雪費が不足する状況となったことから、その委託料等を補正したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,950万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億548万9,000円と定めるものであります。

補正の内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により御説明申し上げます。7ページをお開き願います。

歳出について御説明いたします。

7款土木費、2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料2,700万円を追加するなど、2,950万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、6ページをお開き願います。

9款地方交付税、1項地方交付税に2,950万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御承認くださるようお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、承認第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎ 議案第8号

●小野木議長 日程第5 議案第8号平成24年度豊頃町一般会計補正予算第9号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第8号平成24年度豊頃町一般会計補正予算第9号について御説明申し上げます。

本案は、各事務事業の精査及び国の第1次補正予算に伴う平成24年度繰越明許費にかかる事業について、補正予算を計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億3,914万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億4,463万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。21ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費から、88万円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、3目財産管理費に、財政調整基金への積み立て5,000万円を追加、町有林皆伐事業立木売払収入を含め産業振興基金への積み立て3,024万円を追加、行政情報化推進基金への積み立て3,000万円を追加、教育振興基金への積み立て5,000万円を追加するなど、1億6,007万7,000円を追加、7目企画費から定住促進等住宅取得補助金319万4,000円を減額、産業振興事業補助金757万6,000円を減額するなど、1,256万8,000円を減額、9目電算情報管理費から、総合行政情報システム使用料など183万6,000円を減額、これら合わせて1億4,405万2,000円を追加。

2項徴税费から徴税過誤納還付金など66万円を減額。

4項選挙費において、3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所国民審査費から91万5,000円を減額、4目町長選挙費に4月14日執行の選挙経費の一部19万7,000円を計上するなど、これら合わせて85万3,000円を減額。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費から国民健康保険特別会計繰出金336万1,000円を減額するなど、416万円を減額、3目老人福祉費から介護保険特別会計繰出金319万8,000円を減額するなど、389万8,000円を減額、4目障害者福祉費から障害者自立支援費254万円を減額するなど、402万6,000円を減額、6目福祉医療費から重度ひとり親家庭医療給付費事業費270万9,000円を減額、これら合わせて1,571万1,000円を減額。

2項児童福祉費において、1目保育所費から給食材料費など97万9,000円を減額、4目児童措置費から児童手当費など43万円を減額、これら合わせて158万5,000円を減額。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、3 目保健指導費から各種健診、予防接種委託料など、1 9 9 万 5, 0 0 0 円を減額、6 目し尿処理費から合併処理浄化槽設置整備事業費 1 2 2 万 6, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 4 4 4 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金 3 5 8 万 6, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費から緊急農地基盤整備事業補助金 4 7 1 万 3, 0 0 0 円を減額するなど、5 8 6 万 1, 0 0 0 円を減額、3 目土地改良総務費に公用車の更新に伴う備品購入費など 1 3 9 万 1, 0 0 0 円を追加、4 目道営事業費に、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業の追加を受け、繰越明許費として翌年度に繰り越し等を行う同事業負担金 6, 6 2 2 万円を追加するなど、6, 6 2 5 万 5, 0 0 0 円を追加、5 目団体営事業費に農業体質強化基盤整備促進事業の採択を受け、繰越明許費として翌年度に繰り越して行う同事業補助金 1 億 4, 4 0 0 万円を計上。また、国の第 1 次補正緊急経済対策において、事業採択となった管理省力化施設整備事業についても、繰越明許費として翌年度に繰り越して行う二宮及び小川排水機場附帯施設更新工事請負費 1, 3 5 0 万円を計上するなど、1 億 5, 7 5 0 万円を計上、これら合わせて 2 億 1, 9 2 5 万 5, 0 0 0 円を追加。

2 項畜産業費から、酪農畜産生産基盤強化事業補助金など 1 9 9 万円を減額。

3 項林業費において 2 目林道整備費から、林道開設事業費 1 7 8 万 6, 0 0 0 円を減額、3 目治山事業費から、茂岩新和町地区小規模治山事業費 1 2 1 万 3, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 3 2 7 万 9, 0 0 0 円を減額。

4 項水産業費から、流木等処理委託料など 1 0 4 万 9, 0 0 0 円を減額。

6 款商工費、1 項商工費において、1 目商工総務費から、商工会運営費補助金 5 1 万 6, 0 0 0 円を減額するなど、3 9 万 4, 0 0 0 円を減額。

7 款土木費、1 項土木管理費から、道路台帳整備委託料など 1 2 1 万 1, 0 0 0 円を減額。

2 項道路橋梁費において、2 目除雪費にロードヒーティング電気料など 1 6 0 万円を追加、3 目国庫補助道路整備費から幌岡第 3 幹線改良工事請負費 7, 3 8 2 万円を減額するなど、社会資本整備総合交付金事業費 7, 8 3 3 万 3, 0 0 0 円を減額、牛首別 1 号線にかかる地方特定道路整備事業費 2 2 3 万 1, 0 0 0 円を減額し、国の第 1 次補正緊急経済対策において事業採択となった育素多 2 8 線歩道設置工事等を翌年度に繰り越して行うため、繰越明許費として社会資本整備総合交付金事業 4, 8 5 9 万円を追加するなど、3, 1 9 7 万 4, 0 0 0 円を減額。これら合わせて 3, 1 0 8 万 5, 0 0 0 円を減額。

3 項住宅費において、2 目住宅建設費に国の 1 次補正において事業採択となったパートナータウン町営住宅新築工事等を翌年度に繰り越して行うため、繰越明許費として社会資本整備総合交付金事業 4, 0 0 1 万 2, 0 0 0 円を計上するなど、合わせて 4, 0 0 0 万 5, 0 0 0 円を追加。

5 項施設費から、公園施設管理費など 1 1 万 1, 0 0 0 円を減額。

6 項公共下水道費から、公共下水道特別会計繰出金 2 6 9 万 8, 0 0 0 円を減額。

8 款消防費、1 項消防費から、消防諸費等精査により東十勝消防事務組合負担金 1 9 1 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 項災害対策費に、2 月 2 日発生した十勝地方中部地震に伴う簡易水道施設漏水事故等対応職員時間外手当 1 1 7 万円を追加。排水機場操作業務委託料 2 2 0 万円を追加するなど、1 6 5 万 3, 0 0 0 円を追加。

9 款教育費、1 項教育総務費において、1 目教育委員会費に英語指導助手用公用車、備品購入費など 4 4 万 8, 0 0 0 円を追加するなど、合わせて 3 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

2 項小学校費において、1 目学校管理費に、校舎燃料費など 2 7 1 万円を追加。

3 項中学校費において、1 目学校管理費に、学校修繕料など 2 6 4 万 1, 0 0 0 円を追加、

4 項社会教育費において、1 目社会教育総務費から、生涯学習公演事業講師謝金など 9 0 万 3, 0 0 0 円を減額、2 目文化振興費から、芸術文化講演会費など 7 5 万 1, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 1 4 2 万円を減額。

5 項保健体育費において、3 目学校給食費に、給食センター修繕料など 1 7 1 万 2, 0 0 0 円を追加するなど、合わせて 1 6 5 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 0 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費から、町道等災害復旧工事請負費など 2 7 万 1, 0 0 0 円を減額。

以上が、歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、1 1 ページをご覧がいます。

1 款町税、1 項町民税において、1 目個人、2 目法人、合わせて 8 9 7 万円を追加。

4 項町たばこ税に、4 6 4 万 5, 0 0 0 円を追加。

9 款地方交付税、1 項地方交付税に、1 億 1 4 8 万 1, 0 0 0 円を追加。

1 1 款分担金及び負担金、1 項分担金に、繰越明許費にかかる道営負担事業分担金 6, 6 2 2 万円を追加。

2 項負担金において、1 目民生費負担金に、一時保育料負担金 1 8 万円を追加。

1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料において、4 目農林水産業使用料に、農業農村サポート研修施設使用料 3 4 万 7, 0 0 0 円を追加、6 目土木使用料に、町営住宅使用料 3 0 0 万円を追加するなど、2 4 7 万 5, 0 0 0 円を追加、これら合わせて 2 6 9 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 項手数料において、1 目総務手数料に、地籍図交付手数料等 3 3 万 8, 0 0 0 円を追加するなど、合わせて 3 0 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 3 款国庫支出金、1 項国庫負担金から、障害者自立支援給付費負担金など 1 6 9 万 6, 0 0 0 円を減額。

2 項国庫補助金において、3 目農林水産業費国庫補助金に繰越明許費にかかる農業体質強化基盤整備促進事業補助金 1 億 4, 4 0 0 万円、管理省力化施設整備事業補助金 7 2 6 万円及び地域の元気臨時交付金 4 7 0 万円、計 1 億 5, 5 9 6 万円を計上。

4目土木費国庫補助金に社会資本整備総合交付金事業補助金4,681万1,000円を減額し、繰越明許費にかかる同事業道路分補助金2,925万円、住宅分補助金1,750万円及び地域の元気臨時交付金520万円、計513万9,000円を追加。これら合わせて1億6,057万2,000円を追加。

3項委託金において、3目消防費委託金に排水機場操作委託金220万円を追加するなど、合わせて165万9,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金から、障害者自立支援給付費負担金など129万円を減額。

2項道補助金において、1目総務費補助金に町有林造林事業補助金384万8,000円を追加、2目民生費補助金から重度心身障害者医療給付事業医療費補助金など、182万9,000円を減額、4目農林水産業費補助金から、林道専用道開設事業補助金など176万5,000円を減額、これら合わせて150万円を減額。

3項委託金において、2目農林水産業費委託金に、家畜伝染病対策事業委託金など10万9,000円を追加するなど、合わせて7万円を追加。

15款財産収入、1項財産運用収入において、1目財産貸付収入に、情報通信基盤設備貸付収入など109万4,000円を追加するなど、合わせて86万4,000円を追加。

2項財産売却収入において、1目不動産売却収入に、町有林皆伐事業立木売却収入など2万6,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金において、2目指定寄附金に、ふるさと振興寄附金10万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金から産業振興事業にかかる基金繰入金800万円を減額するなど、767万9,000円を減額。

19款諸収入、2項預金利子から、10万円を減額。

4項受託事業収入に、後期高齢者健診料7万円を追加。

5項雑入において、3目高額療養費返還金から、重度心身障害者医療費高額療養費返還金106万4,000円を減額するなど、58万1,000円を減額、5目雑入に伝送路移設等補償費など、111万3,000円を追加。これら合わせて72万6,000円を追加。

20款町債、1項町債において、1目総務債から町外通勤者助成金交付事業にかかる起債70万円を減額、5目土木債に社会資本整備総合交付金事業にかかる起債2,600万円を減額し、繰越明許費にかかる同事業起債3,210万円を追加するなど、480万円を追加、これら合わせて290万円を追加するものであります。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、6ページ、第2表、繰越明許費について御説明申し上げます。

5款農林水産業費、1目農業費に、道営負担事業6,622万円、農業体質強化基盤整備促進事業1億4,400万円及び管理省力化施設整備事業1,350万円を計上、7款土木費、2項道

路橋梁費に、社会資本整備総合交付金事業4,859万円を、3項住宅費に同じく社会資本整備総合交付金事業4,001万2,000円を、それぞれ計上、これら合わせて3億1,232万2,000円を繰越明許費として計上するものであります。

次に、7ページ、第3表、債務負担行為補正について御説明申し上げます。

総合行政情報システム整備事業について、限度額を1億3,538万円に改め、戸籍システム導入事業について、期間を平成24年度から平成25年度に、限度額を2,100万円に改め、一般廃棄物収集運搬業務委託料について、限度額を8,610万円に改め、庁舎及びえる夢館管理業務委託料について、期間を平成25年度、限度額を1,483万7,000円に、総合体育館管理業務委託料について、期間を平成25年度、限度額を618万2,000円に改め、それぞれ計上、既定の債務負担行為限度額から、これら合わせて7,115万5,000円を減額し、債務負担行為限度額の総額を2億6,349万9,000円と改め、定めるのであります。

次に、8ページ、第4表地方債補正について御説明申し上げます。

公営住宅建設事業債において、社会資本整備総合交付金事業に1,600万円を計上。公共事業等において、同じく社会資本整備総合交付金事業に1,610万円を計上、一般単独事業において、茂岩新和町地区小規模治山事業から60万円を減額、地方特定道路整備事業から130万円を減額、過疎対策事業において町外通勤者助成交付金事業から70万円を減額、福祉タクシー乗車券交付事業から30万円を減額、社会資本整備総合交付金事業町道2路線から2,600万円を減額、高等学校等就学助成事業から20万円を減額、スクールバス購入事業から10万円を減額、既定の地方債限度額にこれら合わせて290万円を追加し、地方債限度額の総額を3億6,116万9,000円と改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 暫時休憩します。

午前10時37分 休憩

午前10時38分 再開

●小野木議長 再開します。

山本総務課長。

●山本総務課長 先ほど御説明した中で、歳入、1款町税において、追加額890万円のところを897万円と申し上げましたので、訂正させていただきたいと思っております。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

11ページ、1款町税。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 9款地方交付税。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 1 1 款分担金及び負担金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 2 款使用料及び手数料。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 3 款国庫支出金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 4 款道支出金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 5 款財産収入。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 6 款寄附金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 7 款繰入金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 1 9 款諸収入。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 0 款町債。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。  
2 1 ページ。1 款議会費、1 項議会費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 款総務費、1 項総務管理費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 項徴税费。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4 項選挙費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2 項児童福祉費。  
( 質 疑 な し )

●小野木議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2項簡易水道費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号及び第2号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第1号、道営負担事業の施行について。

この事業については、国の平成24年度補正で、土地基盤整備事業の予算が増額されたため、平成24年度繰越明許費においてに道営負担事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

1、事業概要について。

事業施行箇所については、次の1から4ページの事業施行位置図を参照願います。 対図番号

①、1ページ、長節地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費、1,110万円の20%が受益者負担222万円。

この事業については、25年度終了予定であります。事業内容は暗渠排水5.5ヘクタール、心土破碎5ヘクタールであります。

対図番号②、2ページ、二宮地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費1億9,900万円の20%が受益者負担3,980万円。

事業内容は暗渠排水101ヘクタール、心土破碎22ヘクタールであります。

対図番号③、3ページ、礼文内地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費、1億1,100万円の20%が受益者負担、2,220万円。

事業内容は暗渠排水55.4ヘクタール、心土破碎52.8ヘクタール。

対図番号④、4ページ、湧洞地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費、1,000万円の20%が受益者負担、200万円。

事業内容は事業施行のための調査設計一式であります。なお、事業主体は北海道であり、この事業は25年度に繰り越して執行されます。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

説明第2号、団体営事業の施行について。

農業体質強化基盤整備事業が国の24年度予備費で、また管理省力化施設整備事業がこの度の国の補正で予算化されたことから、平成24年度繰越明許費において団体営事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

事業概要として、まず、農業体質強化基盤整備促進事業、この事業については町が事業主体となり各農家が暗渠排水を実施した者に10アール、1反につき15万円を定額助成する事業であり、24年度においても60.4ヘクタールが実施されております。

事業予算額1億4,400万円、事業内容として暗渠排水実施戸数77戸、面積96ヘクタール。位置図については町内一円で、面積も小規模のため省略させていただいております。

次に、事業名管理省力化施設整備事業、この事業は国営事業で整備した二宮・小川排水機場の長寿命化を図るため、更新時期を迎えている自家発電のバッテリーを更新するものであります。補助率は55%で、残りの80%程度が地域元気臨時交付金で賄われることになっています。

事業予算額1,350万円、事業内容として、平成15年に設置した二宮排水機場及び平成16年に設置した小川排水機場のバッテリー交換一式であります。この事業については町が事業主体で、25年度に繰り越して事業を執行いたします。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑を受けます。質疑ありませんか。

2項畜産業費。

(質疑なし)

●小野木議長 3項林業費。

(質疑なし)

●小野木議長 4項水産業費。

(質疑なし)

●小野木議長 6款商工費、1項商工費。

(質疑なし)

●小野木議長 7款土木費、1項土木管理費。

(質疑なし)

●小野木議長 2項道路橋梁費。

説明第3号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第3号、町道整備工事の施工について御説明いたします。

このたび、国の補正予算に伴う追加執行取りまとめがあり、事業促進を図るため事業費の追加を要望したところ、国に認められたことにより平成24年度繰越明許費として第7款土木費に計上するものであります。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますが、豊頃小学校の南に面する道路でございます。

工事概要について説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、育素多28線歩道設置工事。工事予算額は3,219万円。工事内容は、改良舗装、延長150メートル、幅員2.5メートル、舗装厚3センチメートルであります。

現在オープンになっております道路の南側の側溝に管を入れまして、その上に歩道を新設する工事であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により行いたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3項住宅費。

説明第4号、渡部施設課長。

●渡部施設課長 説明第4号、町営住宅整備工事の施工について御説明いたします。

このたび国の補正予算に伴う追加として、事業促進を図るため国に認められたことにより平成24年度繰越明許費として、第7款土木費に計上するものであります。

工事箇所につきましては、別に施工位置図を添付しておりますが、豊頃医院の東側の位置するパートナータウンであります。

工事概要について説明いたします。

事業区分、社会資本整備総合交付金事業。工事名、パートナータウン町営住宅新築工事。工事予算額は3,000万円。工事内容は、2LDKタイプ木造平屋建、1棟2戸、住戸占有面積は1棟当たり66平方メートル。

パートナータウン特定工事、工事予算額は848万円。工事内容は、道路工事、幅員4.5メートル、延長105メートル。給水施設、径50ミリメートル、延長110メートル。

パートナータウン駐車場整備工事、工事予算額は130万円。工事内容は、カーポート、1棟2戸であります。

契約の方法につきましては、指名競争入札により行いたいと考えております。よろしくお願いたします。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

1番杉野議員。

●1番杉野議員 今説明をいただきましたけれども、この説明書の中の設計図面、十分精査されて設計をされたものというふうに思いますが、寝室居住部分が背中合わせになっている図面になっております。プライベートの面での管理というのは考えられた上での背中合わせの居住寝室部分なのでしょうか、伺います。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 この平面図につきましては、現在設計を精査しております。部屋と部屋の間にそれぞれ押入を配置しまして、音等のそういう障害に対してできるだけ配慮した形で設計しておりますが、この間に何かもう少し音を遮るような壁とかのそういう対応ができないかと検討しております。

●小野木議長 先に進みます。

5項施設費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 6項公共下水道費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 8款消防費、1項消防費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2項災害対策費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 9款教育費、1項教育総務費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2項小学校費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3項中学校費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 4項社会教育費。

1番杉野議員。

●1番杉野議員 2項小学校費、今回の補正3億3,000万円相当の補正の中で、ほとんどが減額補正で基金の中にその半分が積まれるような補正内容になっておるわけでありまして。各項とも細節に三角が並んでいる中、この小学校費の中でほかの細節でも備品購入で公用車等出ているわけですが、ここの備品購入費、管理備品99万4,000円、今まで計画されて出てきたものだというふうに思いますが、年度末に当たって100万円近い備品購入というのは何があるのか、細かくお知らせいただければありがたいのですけれども。

●小野木議長 答弁、柄崎教育課長。

●柄崎教育課長 御説明いたします。

この管理備品に関しましては、新学期を前に、児童に快適な環境で学習していただくよう所要の整備を進めるものでありまして、先ず新1年生用の机、いすの購入であります。これに関しては今年度から年次計画で整備をしていきたいと考えております。今年度はまず1年生用、そして来年度も新たな1年生のために購入していきたいというふうな計画を持ってございます。そのほか大津小学校における会議用テーブル、いす等の購入、合わせて99万4,000円でございます。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。

5項保健体育費。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 10 款災害復旧費、2 項公共土木施設災害復旧費。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、6 ページ、第 2 表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7 ページ、第 3 表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、8 ページ、第 4 表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 8 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

11 時 5 分まで休憩します。

午前 10 時 55 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 議案第 9 号

- 小野木議長 日程第 6 議案第 9 号平成 24 年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号

についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第9号平成24年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ304万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,087万4,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書12ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から委託料10万1,000円を減額するなど、合わせて19万1,000円を減額。

2項運営協議会費から報酬8万1,000円を減額するなど、合わせて11万7,000円を減額。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費に負担金補助及び交付金50万円を、2目退職被保険者等療養給付費に負担金補助及び交付金70万円を、3目一般被保険者療養費に負担金補助及び交付金30万円をそれぞれ追加し、合わせて150万円を追加。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費に負担金補助及び交付金100万円を追加、3目一般被保険者高額介護合算療養費から負担金補助及び交付金2万9,000円を減額するなど、合わせて97万1,000円を追加。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金から負担金補助及び交付金381万円を減額。

3款後期高齢者支援金に、負担金補助及び交付金3万9,000円を追加。

4款前期高齢者納付金等から負担金補助及び交付金1万1,000円を減額。

6款介護給付費納付金から、負担金補助及び交付金4万1,000円を減額。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金から負担金補助及び交付金161万8,000円を減額、2目保健財政共同安定化事業拠出金に負担金補助及び交付金26万8,000円を追加するなど、合わせて135万円を減額。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費から予算精査により5万6,000円を減額。

9款基金積立金1万1,000円を減額。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に償還金利子及び割引料4万4,000円を追加。

2項国保診療報酬支払基金委託金から、償還金利子及び割引料32万8,000円を減額。

3項一般会計繰出金に、繰出金32万1,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源として、7ページ、歳入をご覧いただきたいと思います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に医療給付費分

現年課税分490万円を追加するなど、合わせて623万円を追加。

2目退職被保険者等国民健康保険税に、医療給付費分現年課税分25万円を追加するなど、合わせて37万5,000円を追加。これら合わせて660万5,000円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金に、後期高齢者支援金負担金を42万円を追加するなど、合わせて42万円を追加。3目特定健康診査等負担金から6,000円を減額するなど、合わせて41万4,000円を追加。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金から普通調整交付金2,270万3,000円を減額。

3款療養給付費交付金に、療養給付費交付金179万2,000円を追加するなど、合わせて119万2,000円を追加。

4款前期高齢者交付金から、現年度分265万4,000円を減額。

5款道支出金、1項道負担金、2目特定健康診査等負担金から6,000円を減額。

2項道補助金、1目財政調整交付金、普通調整交付金750万円を減額、特別調整交付金800万円を追加するなど、合わせて50万円を追加。

6款共同事業交付金に、高額医療費共同事業交付金413万4,000円を、保険財政共同安定化事業交付金1,242万9,000円をそれぞれ追加するなど、合わせて1,656万3,000円を追加。

7款財産収入、1項財産収入、1目利子及び配当金から、国民健康保険基金積立金利子1万1,000円を減額。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から、出産育児一時金等繰入金254万円を減額するなど、合わせて336万1,000円を減額。

10款諸収入、2項雑入、1目一般被保険者第三者納付金に32万5,000円を、3目一般被保険者返納金に9万3,000円を、5目雑入に3,000円をそれぞれ追加するなど、合わせて42万1,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款国民健康保険税。

(質疑なし)

●小野木議長 2款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 3款療養給付費交付金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款前期高齢者交付金。

(質疑なし)

- 小野木議長 5款道支出金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 6款共同事業交付金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 7款財産収入。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 8款繰入金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 10款諸収入。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 質疑なしと認めます。  
次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。  
12ページ、1款総務費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 2款保険給付費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 3款後期高齢者支援金等。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 4款前期高齢者納付金等。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 6款介護納付金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 7款共同事業拠出金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 8款保健事業費。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 9款基金積立金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 10款諸支出金。  
( 質 疑 な し )
- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。  
8番藤田議員。

● 8 番藤田議員 15 ページの出産育児一時金でお伺いします。

381 万円ほど減額されておりますけれども、これはどのような形でこのような減額になったのかお知らせ願いたいと思います。

● 小野木議長 答弁、高井福祉課長。

● 高井福祉課長 御説明いたします。

この出産育児一時金につきましては、国保加入者で新生児に対して支出されるものでありまして、当初42万円を限度額にしまして15人分予算を見ておりました。現在のところ国保加入者で4名の出産しか確認できないということで、残りについては減額ということでございます。

● 小野木議長 8 番藤田議員。

● 8 番藤田議員 4名ほどしか子供が生まれていないということですが、この金額については十分な金額なのか、また、出産に伴って自己負担というのが生じているのか、その辺の把握はどのようなふうにとらえておりますか。

● 小野木議長 答弁、高井福祉課長。

● 高井福祉課長 限度額が42万円ということになっておりまして、場合によっては42万円を下回る支出をしているケースもございます。現在のところ子供1人出産する経費として42万円というのは妥当な経費なのではないかというふうに考えております。

● 小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

● 小野木議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

● 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

● 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第10号

● 小野木議長 日程第7 議案第10号平成24年度豊頃町介護保険特別会計補正予算第4号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第10号平成24年度豊頃町介護保険特別会計補正予算第4号について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,841万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,025万5,000円と定めるものであります。

この度の補正は、予算精査に伴う補正であります。

主なものは、歳入歳出事項別明細書、9ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費から旅費5万3,000円を減額するなど、合わせて9万3,000円を減額。

2項徴収費から役務費9,000円を減額。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費から、役務費3万6,000円を、2目認定調査等費から委託料20万7,000円を減額するなど、合わせて29万3,000円を減額、これら合わせて32万9,000円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、居宅介護サービス給付費750万円を減額、地域密着型介護サービス給付費1,400万円を減額、施設介護サービス給付費400万円を追加、居宅介護住宅改修費40万円を減額するなど、合わせて1,790万円を減額。

2項介護予防サービス等諸費から、介護予防サービス給付費160万円を減額するなど、合わせて176万円を減額。

4項高額介護サービス等費から、負担金補助及び交付金40万円を減額。

6項特定入所者介護サービス等費に、負担金補助及び交付金290万円を追加。

3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、1目包括的支援事業、予算精査により82万6,000円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧いただきたいと思います。

1款介護保険料に、滞納繰越分3万6,000円を追加。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目地域支援事業手数料から介護予防サービス計画手数料20万4,000円を減額。

3款国庫支出金、1項国庫負担金から、介護給付費負担金717万6,000円を減額。

2項国庫補助金、1目調整交付金から、介護給付費調整交付金249万2,000円を減額。

4款道支出金、1項道負担金から、介護給付費負担金610万7,000円を減額。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金から、介護給付費交付金1,065万4,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、介護給付費繰入金214万5,000円を、その他繰入金105万3,000円を減額するなど、合わせて319万8,000円を減額。

2項基金繰入金に介護給付費準備基金繰入金、650万2,000円を追加。

8 款繰越金に前年度繰越金として 4 8 7 万 6, 0 0 0 円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、1 款介護保険料。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2 款使用料及び手数料。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3 款国庫支出金。、

( 質 疑 な し )

●小野木議長 4 款道支出金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5 款支払基金交付金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 7 款繰入金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 8 款繰越金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

9 ページ、1 款総務費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2 款保健給付費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3 款地域支援事業費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第11号

●小野木議長 日程第8 議案第11号平成24年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第11号平成24年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ68万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,360万3,000円と定めるものであります。

この度の補正は、予算精査に伴うものであります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、8ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、委託料に29万9,000円を追加するなど、合わせて23万円を追加。

2款後期高齢者医療広域連合納付金に、保険料等負担金として58万1,000円を追加するなど、合わせて26万5,000円を追加。

3款諸支出金、2項繰出金、1目一般会計繰出金に、平成23年度一般会計繰入金精算返還金として19万4,000円を追加するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧いただきたいと思えます。

1款後期高齢者医療保険料に、現年度分として106万円を追加するなど、合わせて110万円を追加。

2款繰入金に、1項他会計繰入金から保険基盤安定繰入金、51万9,000円を減額するなど、合わせて61万2,000円を減額。

3款繰越金に、前年度繰越金として21万5,000円を追加。

5款広域連合支出金から、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金1万4,000円を減額す

るものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、1 款後期高齢者医療保険料。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2 款繰入金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3 款繰越金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 5 款広域連合支出金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、1 款総務費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 2 款後期高齢者医療広域連合納付金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 3 款諸支出金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第12号

●小野木議長 日程第9 議案第12号平成24年度豊頃町医療施設特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第12号平成24年度豊頃町医療施設特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ588万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,860万2,000円と定めるものであります。

この度の補正は、予算の精査によるものでございます。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書、7ページ、歳出から御説明いたします。

1款医院費に、1項医院費、1目医院管理費に、需用費3万1,000円を追加、2目医院運営費から委託料300万円を減額するなど、合わせて296万9,000円を減額。

2款診療所費、1項診療諸費、2目診療所運営費から、委託料100万円を減額。

3款歯科診療所費、1項歯科診療所費、1目歯科診療所管理費に、需用費4万6,000円を追加するなど、合わせて8万3,000円を追加。2目歯科診療所運営費から、委託料200万円を減額するなど、合わせて191万7,000円を減額するものであります。

この歳出に要する財源は、6ページ、歳入をご覧ください。

3款繰越金に、前年度繰越金として11万4,000円を追加。

4款諸収入、1項診療報酬収入から、診療報酬収入、豊頃医院分300万円を減額するなど、合わせて600万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ。

3款繰越金。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 4款諸収入。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7 ページ。

1 款 病院費。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 2 款 診療所費。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 3 款 歯科診療所費。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 2 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 2 号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第 1 3 号

- 小野木議長 日程第 1 0 議案第 1 3 号平成 2 4 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算第 2 号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

- 渡部施設課長 議案第 1 3 号平成 2 4 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算第 2 号について御説明いたします。

この度の補正は、予算精査によるものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億4,580,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,385万8,000円と定めるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

9ページ、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、水道施設維持補修費に95万円追加、電気料に90万円追加、浦幌町簡易水道分水負担金100万円減額、消費税148万7,000円減額、本管移設等補償工事の請負残36万7,000円を減額するなど、47万3,000円を減額、2目簡易水道整備費において、水道施設更新工事の請負残196万円を減額するなど、合わせて198万5,000円を減額。合わせて2億4,580,000円を減額するものであります。

次に、7ページ、歳入について御説明いたします。

1款使用料及び手数料、2項手数料を2万円減額。

3款繰入金を358万6,000円減額。

4款繰越金に331万5,000円を追加。

5款諸収入を36万7,000円減額。

8ページ、6款町債、1項町債、1目簡易水道債180万円減額。

次に、4ページ、地方債の補正であります。簡易水道整備事業債の限度額を4,800万円から4,710万円に、過疎対策事業債の限度額を4,800万円から4,710万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を9,600万円から9,420万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、1款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款諸収入。

(質疑なし)

●小野木議長 6款町債。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 款総務費。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 次に、4 ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第14号

●小野木議長 日程第11 議案第14号平成24年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算第1号についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第14号平成24年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億6千44万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,996万5,000円と定めるものであります。

今回の補正は、予算精査によるものであります。

補正予算の主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

8 ページ、歳出から御説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費において、職員人件費2万3,000円を減額。

2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、工事請負費70万円を減額、備品購入費に15万3,000円を追加するなど、64万7,000円を減額。2目下水道施設整備費では、公共下水道長寿命化計画策定委託料の執行残83万2,000円を減額するなど、97万4,000円を減額、合わせて162万1,000円を減額するものであります。

次に、7ページ、歳入を御説明いたします。

2款使用料及び手数料に、下水道使用料50万円を追加。

3款国庫支出金を41万7,000円減額。

4款繰入金を269万8,000円減額。

5款繰越金に97万1,000円を追加するものであります。

次に、4ページ、第2表、債務負担行為の補正であります。水洗便所改造等資金貸付事業に対する損失補償は、平成24年度において借入者がいなかったため、限度額110万円の全額を減額補正するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ。

2款使用料及び手数料。

(質疑なし)

●小野木議長 3款国庫支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 5款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8ページ。

1款総務費。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、4ページ。

第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第15号

●小野木議長 日程第12 議案第15号豊頃町暴力団排除条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第15号豊頃町暴力団排除条例の制定について御説明いたします。

本案は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が平成3年に施行されたのに伴い、北海道では暴力団の排除を推進し、もって道民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展及び青少年の健全な育成に寄与することを目的として、北海道暴力団の排除の推進に関する条例が平成23年4月1日に施行されたところであります。

本町においても、町民が安心して暮らせる環境を整備するため、北海道の条例では及ばない事項を定めるため、条例を制定するものであります。

それでは、制定する条例の主なものについて御説明申し上げます。

条例の題名は豊頃町暴力団排除条例とし、第1条では、この条例の内容を要約するとともに、その目的について定め、第3条では、町、町民及び事業者が暴力団の非社会性を認識し、関係機関及び団体と連携のもとに、暴力団排除活動を推進していくという基本理念を定めました。

第4条及び第5条では、町、町民及び事業者の責務を定めました。

第6条及び第7条では、町の公共事業から暴力団関係者を排除することや、公共施設が暴力団の活動に使用されないための必要な措置を定めました。

第8条及び第9条では、町は町民及び青少年に対する指導、助言、教育等の必要な措置、支援

を行うことを定めました。

第10条では、暴力団の排除活動に対する理解を深めるための啓発活動を行うことを定めました。

第11条及び第12条では、町民等の暴力団の威力利用を禁止することや、暴力団員に対する財産上の利益の供与の禁止について定めました。

附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第16号

●小野木議長 日程第13 議案第16号豊頃町交通安全指導員等設置条例の一部改正について議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民課長 議案第16号豊頃町交通安全指導員等設置条例の一部改正について御説明いたします。

本案は昭和45年に、豊頃町内の道路交通の安全を保持するため、各小中学校校区を単位として、交通安全指導員を配置いたしました。その後、小中学校の統廃合に伴い、現状に合った効率的な街頭指導のあり方について豊頃町交通安全指導員会と協議をしましてまいりました。

このたびの一部改正は、その協議の結果を踏まえて交通安全指導員の定数の見直しや報酬の支給方法を変更するものであります。

それでは、豊頃町交通安全指導員等設置条例（昭和45年条例第11号）の一部改正について御説明いたします。

第5条中、指導員定数を20人から15人以内に改める。

第8条では、指導員の報酬を年報酬から街頭指導を行った場合は、時間額報酬に、簡易出張等の場合は日額報酬を支給する方法に改め、第8条の2第2項では特別指導員に対しても勤務時間外に交通安全指導を行った場合は、時間額報酬を支給する方法に改めるものであります。

なお、附則として、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでありますので、御審議くださるようよろしくお願いをいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第14 議案第17号豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第17号豊頃町職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正について御説明いたします。

地方公務員法第16条第2号の規定では、禁固以上の刑に処せられた職員は、その執行を終えるまで、またはその執行を受けることがなくなるまで失職することになる規定が定められ、かつ条例で定める場合においては、失職させないことができる規定となっております。

本条例第5条には、失職の例外規定を定めておりますが、本案では第5条中の「職務上の」を削り、職務以外の過失による罪についても失職の例外とするものであります。

第2項として、前項の規定により、その職を失わなかった職員が当該刑の執行猶予を取り消されたときは、その日においてその職を失うものとする。この1項を加えるものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第18号及び議案第19号

- 小野木議長 日程第15 議案第18号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第16 議案第19号豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを一括議題とします。

議案第18号及び議案第19号の2件について、一括して提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

- 高井福祉課長 議案第18号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び議案第19号豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定につきまして、一括して提案の理由を御説明いたします。

本条例は平成23年5月及び8月に公布されました地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律及び同年6月に公布されました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険法の一部が改正され、これまで法令等に定められておりました地域密着型サービス事業者の指定や運営基準などに加え、介護予防のための効果的な支援の方法について、市町村の条例に委任されることから、国が示した基準などを踏まえ経過措置が終了する本年度末までに、条例を制定しようとするものであります。

以下、条例案の構成について御説明いたします。

議案第18号の豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、第1条から第4条は、本条例の趣旨や定義、指定地域密着型サービスの一般的な原則などを定めておりますが、指定地域密着型サービスの指定を受けることができる者につきましては、厚生労働省の規定どおり法人であることを定めるものであります。

第5条では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、また、第6条では、夜間の対応型訪問介護について基準を定めておりますが、現在のところ本町には該当する事業所はございません。

第7条では、認知対応型通所介護についての基準を定めたものでありますが、本町では現在、1事業所がサービスを提供しております。

第8条では、小規模多機能型居宅介護についての基準を定めたものでありますが、本町には該当施設はございません。

第9条では、認知症対応型共同生活介護についての基準を定めたものであり、本町では現在、1事業所がサービスを提供しております。

第10条では、地域密着型特定施設入居者生活介護についての基準を定めたものでありますが、本町には該当施設はございません。

第11条では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、また、第12条では、ユニット型の指定地域密着型介護老人福祉施設についての規定を定めているものでありますが、本町では現在、1事業所がサービスを提供しております。

第13条では、複合型サービスについての基準を定めておりますが、本町に該当施設はございません。

第14条では規則委任規定であります。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成25年4月1日からと定めるものであります。

次に、議案第19号の豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、第1条から第4条は、先ほど同様本条例の趣旨や定義、指定地域密着型介護予防サービスの一般原則とともに、指定地域密着型介護予防サービスの指定を受けることができるものは、法人であることを定めたものでございます。

第5条では、介護予防認知症対応型通所介護についての基準を定めたものであり、本町では現在、1事業所がサービスを提供しております。

第6条では、介護予防小規模多機能型居宅介護についての基準を定めたものでありますが、本町に該当する事業所はございません。

第7条では、介護予防認知症対応型共同生活介護についての基準を定めたものであり、本町では現在、1事業所がサービスを提供しております。

第8条については、規則委任規定であります。

附則につきましては、本条例の施行日を、平成25年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 議案第18号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるところに、(1)で地域密着型サービス事業者、これは今やってますね、それと少し変更があるわけですか、サービス事業の内容で変更があるわけですか、例えば人員ですとか、その食事もありますね、食事の中での方法が変わるだとか、そういうことで変更があるということでしょうか。ちょっとその辺についてお伺いします。

●小野木議長 答弁、高井福祉課長。

●高井福祉課長 第18号の部分、19号の部分、それぞれどこが違うかといいますと、議案第18号の関係につきましては、主に要介護者、今介護認定を受けますと要支援から1、2と、要介護1から5というふうにあります。要介護者に対するサービスのことをうたっております。議案第19号の部分については要支援者へのサービスというふうに解釈をしていただければわかりやすいと思います。

基本的には今まで法令で定められた基準をそのまま町条例に移行するものでありますので、内容的には何ら変わりございません、同じものでございます。

●小野木議長 ほかに質疑ありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありますか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第20号

●小野木議長 日程第17 議案第20号豊頃町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第20号豊頃町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきまして、提案の理由を御説明いたします。

新型インフルエンザ等が全国的かつ急速に蔓延した場合、国民の生命及び健康を保護し、国民生活に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的に、平成24年5月に新型インフルエンザ対策特別措置法が公布され、市町村は国の新型インフルエンザ等緊急事態宣言を受け、対策本部を設置しなければならないこととなっています。

市町村の対策本部の設置に関しましては、必要な事項は市町村の条例で定めることとされていますので、豊頃町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定しようとするものであります。

以下、条例の案の構成について御説明いたします。

第1条では、本条例制定の目的について。

第2条では、本部長、副本部長及び本部員の服務について。

第3条では、情報交換、連絡調整のための会議の招集について。

第4条では、必要に応じ部を設置することについて。

第5条では、その他必要な事項は本部長が定めることについて、それぞれ規定するものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日か

らとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

昼食のため1時まで休憩します。開会は1時からとします。

午前11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### ◎ 議案第21号

●小野木議長 日程第18 議案第21号豊頃町公園条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第21号豊頃町公園条例の一部改正について御説明いたします。

本条例は、豊頃町公園条例別表第3、施設使用料の茂岩パークゴルフ場の項を削り、パークゴルフ場の使用料を無料にするものであります。

改正の趣旨ですが、パークゴルフ場は平成16年度から行財政改革の一環として、利用者負担の観点から有料化しておりますが、結果としまして、利用者数が減少の一途をたどっており、有料化しました9年間で約半分ぐらいまで落ち込んでおります。これはパークゴルフの愛好者が高齢化して若い年代の方が利用しなくなったことが最大の要因ではあるかと考えておりますが、町民200円、町外300円というわずかな金額ではあれ、料金がかかることによって気軽に利用されなくなったことも一因だと考えます。

高齢者の福祉対策としても、健康増進や懇親を深めるための施設であることから、より多くの町民に利用されるよう今回無料化するものであります。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

7番長谷川議員。

●7番長谷川議員 これは常に私がお願いしていたことでありましたから、いいことでないかと思えます。今、利用するのが少なくなったということでしたね、ただそれだけの問題ではないと思うのですよね。せっかくここまでしたのですから、どうぞ町民の皆さん自由に使ってくださいよということになったのですから、何かこれにあわせて、ただにしたらというのは変ですけども、それについて何か考えているか、前向きなことがありましたらお聞かせください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 ただいま課長が申し上げたのも一つです。非常に高齢者が多くなっていることは事実であります。ただ、わずかな年金から年間5,000円を出すということは大変高齢者にとっても厳しい状況にあります。利用者の8割、9割が高齢者になるものですから、それなら高齢者だけでなく一切無料にして、誰でもかれでも利用していただきたいということで、少なくともそういう意味で私も無料化に努めたつもりです。若干課長の説明と異なりますけれども、課長の説明については現実態であり、それも間違いのないと思えますけれども、そういうことで無料化にしますので御理解いただきたいと思えます。

●小野木議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第22号から議案第27号

●小野木議長 日程第19 議案第22号豊頃町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について、日程第20 議案第23号豊頃町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について、日程第21 議案第24号豊頃町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係

る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、日程第 2 2 議案第 2 5 号豊頃町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、日程第 2 3 議案第 2 6 号豊頃町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について及び日程第 2 4 議案第 2 7 号豊頃町簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを一括議題とします。

議案第 2 2 号から議案第 2 7 号までの 6 件について、一括して提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 2 2 号から議案第 2 7 号までの 6 議案を一括で御説明いたします。

これらの条例の制定の趣旨は、国が定めた地方分権改革推進計画及び地方主権戦略大綱を踏まえて整備された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律平成 2 3 年法律第 3 7 号第 1 次一括法及び平成 2 3 年法律第 1 0 5 号第 2 次一括法が公布されたことにより、従来国が政省令等により示してきた基準を今後は各自治体が条例等を整備して、基準を定めることが必要となったことによるものであります。

条例の内容については順に説明いたします。

議案第 2 2 号豊頃町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について御説明いたします。

制定内容ですが、下水道法により参酌すべき基準が制定されておりますが、制定に当たり条の整理、文言の整理を行った上で、基準のまま制定し条例化するものであります。

第 1 条、第 2 条については、制定の趣旨、本条例において使用する用語の定義について規定するものであり、第 3 条から第 5 条では排水施設及び処理施設の構造の技術上の基準について規定、第 6 条では、適用除外について規定、第 7 条では、終末処理場の維持管理に関する基準について規定するものであります。

議案第 2 3 号豊頃道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について御説明いたします。

道路構造令及び道路標識区画線及び道路標示に関する命令により、参酌すべき基準について規定されておりますが、本条例の制定に当たり条の整理文言の整理を行った上で、基準のまま制定し条例化するものであります。

ただし、設計車両、建築限界、橋梁の設計強度については、引き続き政令で定めるものであります。

第 1 条、第 2 条は制定の趣旨、本条例において使用する用語の定義について規定するものであり、第 3 条は、道路の区分について規定、第 4 条から第 4 1 条については、道路の構造の技術的基準、車線、路肩、歩道、設計測度、勾配、安全施設、道路標識の寸法等について規定するものであります。

続きまして、議案第 2 4 号豊頃町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律により、参酌すべき基準について規定されておりますが、本条例の制定に当たり、条の整理、文言の整理を行った上で、基準のまま制定し条例化するものであります。

第1章、総則では、制定の趣旨。本条例において使用する用語の定義について規定し、第2章、歩道等では、歩道の構造、基準について規定。第3章、乗合自動車停留所では、停留所の車道に対する高さ、機能等について規定。第4章、自動車駐車場では、障害者等の自動車駐車場の施設の構造について規定。第5章、移動円滑化のために必要なその他の施設等では、案内標識、休憩施設、防雪施設について規定するものであります。

続きまして、議案第25号豊頃町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について御説明いたします。

河川法及び河川管理施設等構造令により参酌すべき基準が規定されておりますが、制定に当たり条の整理、文言の整理を行った上で基準のまま制定し、条例化するものであります。

第1章、総則では制定の趣旨、本条例において使用する用語の定義について規定し、第2章、堤防では、流水が河川外に流出することを防止するために設ける施設について規定。第3章、床止めでは、河床の洗掘を防いで河道の勾配等を安定させ、河川の縦断、または横断形状を維持するために設ける施設について規定。第4章、水門及び樋門では、堤防を分断することにより、河川または水路を横断して設けられる制水施設であって、堤防の機能を有する施設について規定。第5章、橋では、河川区域内に設ける橋台、橋脚等の施設について規定。第6章、伏せ越しでは、河川と交差するように河底を横断する用水施設、または排水施設について規定するものであります。第7章、雑則では、河川管理施設等について条例の規定を適用しない特例について規定するものであります。

続きまして、議案第26号豊頃町営住宅等の整備基準に関する条例の制定について御説明いたします。

制定内容ですが、公営住宅法により参酌すべき基準が規定されておりますが、制定に当たり条の整理、文言の整理を行った上で基準のまま制定し、条例化するものであります。

第1条、第2条は、制定の趣旨、本条例において使用する用語の定義について規定するものであり、第3条から第5条では、町営住宅等を整備する上での考慮すべき事項等について規定。第6条、第7条では、敷地の基準等について規定。第8条から第13条では、町営住宅等の基準等について規定。第14条から第17条では、共同施設の基準について規定。第18条では委任について規定するものであります。

続きまして、議案第27号豊頃町簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定について御説明いたします。

制定内容ですが、水道法により参酌すべき基準が制定されておりますが、制定に当たり条の整理、文言の整理を行った上で基準のまま制定し、条例化するものであります。

第1条では、制定の目的について規定、第2条では、布設工事監督者を配置する工事について規定、第3条では、布設工事監督者の資格について規定、第4条では、水道技術管理者の資格について規定するものであります。

なお、これらの条例については、全て平成25年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 議案第22号豊頃町公共下水道の構造の技術上の基準等に関する条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号豊頃道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号豊頃町高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号豊頃町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号豊頃町営住宅等の整備基準に関する条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

8番藤田議員。

●8番藤田議員 この条例について幾つか質問したいと思います。私もわからない部分がありますので、聞きたいと思います。

町営住宅はそれぞれ年度によって建設されているわけでございます。古いものにつきましては、もう築何十年というふうな形になっているかと思えます。この中で、この趣旨を見ると、それぞれが快適な住宅環境を提供しなければならないというふうに謳われているように思うのです。

けれども、時間の経過によってそれぞれ設備等で不便を感じられている住まいがあります。今後の整備について、この条例とどの様な係わりになるのかお聞きしたいのですけれども。

●小野木議長 答弁、渡部施設課長。

●渡部施設課長 ただいまの質問でありますけれども、今ある既設の古い住宅についての整備についてという内容だと思いますが、あくまでもこの条例の執行につきましては平成25年で、これから整備するものについて適用するという事になっております。今までも公営住宅法の中で、これと同じことが謳われております。全国一律の基準ということでやっております。当然健全な地域社会だとか良好な住宅環境の確保ということで謳われておりますので、そのような形を持って今までも建設されてきたものだと思います。ただし、年月がたって古くなっていろいろ不便が出てきているものについては、その都度、苦情等があれば修理しておりますし、本年度から後日、新年度予算でも審議されると思っておりますが、住宅の改善事業について着手していきたいというふうに考えておりますので、あくまでもできるだけ快適に過ごせるようにというふうには考えてございます。

●小野木議長 藤田議員に申し上げます。この条例の制定についての質問にさせていただきたいと思っております、条例内容についての。

暫時休憩します。

午後 1時20分 休憩

午後 1時22分 再開

●小野木議長 再開します。

ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号豊頃町簡易水道事業の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第28号

●小野木議長 日程第25 議案第28号東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第28号東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更について、提案の理由を御説明いたします。

本案は、東十勝介護認定審査会共同設置規約の変更の協議について、地方自治法第252条の7第2項の規定により議会の議決をいただきたく提案するものであります。

変更の内容につきましては、現在幕別町、池田町、浦幌町及び豊頃町の十勝東部4町で共同設置しております東十勝介護認定審査会の委員定数を、現行の15人から20人とするものであります。

変更の理由といたしまして、東十勝介護認定審査会は、平成11年10月の設置以来、15人の委員が、5人ずつ3合議体を構成して審査判定にあたっておりますが、要介護認定者等の増加に伴いまして、審査会委員の負担が大きくなっている現状にあります。このことから委員定数を5人増員し、新たな合議体を増設することによって審査会の適正な運営を図ろうとするものであります。

以下、条文について御説明いたします。

第4条第3項中、委員の定数を15人から20人に改めるものであります。

附則につきましては、本規約の施行期日を、平成25年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 同意案第1号

- 小野木議長 日程第26同意案第1号豊頃町監査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第1号豊頃町監査委員の選任について御説明を申し上げます。

再度次の者を本町の監査委員に選任いたしたく、法律の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所は豊頃町茂岩本町39番地。氏名は山口浩司氏であります。

以上でありますので、よろしく願い申し上げます。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

### ◎ 同意案第2号

- 小野木議長 日程第27同意案第2号豊頃町公営委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

宮口町長。

- 宮口町長 同意案第2号豊頃町公平委員会委員の選任について御説明申し上げます。

再度次の方を本町の公平委員に選任いたしたく、法律の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

住所は豊頃町茂岩末広町1番地。氏名は高田芳行氏であります。

以上でありますので、よろしく願い申し上げます。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

- 小野木議長 お諮りします。

本件は、人事案件につき討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第2号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号は同意することに決定しました。

### ◎ 休会の議決

- 小野木議長 日程第28 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月7日の1日間、休会にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、3月7日の1日間、休会とすることに決定しました。

### ◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 1時30分 散会